



6 指定期間内に最初に終了する課税事業年度において、当該課税事業年度に係る法人臨時特別税の額がある場合には、「法人税の控除限度額／（法人税申告書別表六（二）「14」）（17）」とあるのは、「法人税及び法人臨時特別税の控除限度額／（法人税申告書別表六（二）「14」＋法人臨時特別税申告書別表「24」）（17）」として記載すること。

7 「19」以外の場合／（13）－（11）－（14）又は（13）－（11）－（14）×――の欄は、法第7条第2項各号に掲げる法人の法第9条第4項に規定する最後の課税事業年度にあつては「（13）－（11）－（14）」又は「（13）－（11）－（14）×――」の分子及び分母の空欄には上記5の月数をそれぞれ記載し、それ以外の課税事業年度にあつては「又は（13）－（11）－（14）×――」を消すこと。

なお、「（13）－（11）－（14）」又は「（13）－（11）－（14）×――」を消すこと。

8 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、この申告前に、法人税又は法人特別税に係る納税地又は法人名に変更があつた場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

9 申告に係る事業年度が清算中の事業年度である場合には、「代表者」とあるのは「清算人」と、「事業種目」とあるのは「解散前の事業種目」と読み替えて記載すること。この場合において、「別表各事業年度の法人特別税に関する申告書」の右に「清算中の事業年度」と記載すること。

#### 附 則

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年八月二日大蔵省令第六九号）抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十四年二月二七日財務省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。